

移動等円滑化取組計画書

2025年 6 月30日

住 所	富山県富山市明輪町 1 番50号
事業者名	あいの風とやま鉄道株式会社
代表者名	代表取締役社長 伍嶋 二美男

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

当社は、2015年3月に並行在来線を引き継いで開業してから、地元自治体などとも連携し、施設や車両等のバリアフリー化の推進に努めてきたところである。

こうした取組みにより、駅舎等の施設に関しては、1日当たりの乗降者数が3,000人以上(2018年度)の全ての駅(6駅)、3,000人に近い駅(1駅)、バリアフリー基本構想の生活関連施設に位置付けられた2,000人以上の駅(1駅)及び当社が設置した新駅(2駅)にはエレベーター等を設置するなどにより段差解消が図られている。加えて、ホームからの転落防止対策である内方線付き点字ブロック及びホーム端部柵を全駅に設置しているほか、障害者対応型券売機を全駅に設置し、障害者対応型トイレは地元自治体が駅に併設しているものも含めると13駅において設置が完了している。なお、当社所有のトイレの洋式化は完了している。

また、バリアフリー対応型車両(車椅子対応トイレ設置、車椅子での車内移動対応可能等)については、現有する50両(24編成)のうち94%の47両(23編成)が対応している。なお、バリアフリーに対応していない旧型車両(1編成3両)については、新型車両への置き換えを計画する。

今後も、障害者等の方の移動の更なる円滑化のために、次の取組みを進めていくとともに、地元自治体等と整備の促進に向け協議を進めていく。

- ・市が策定したバリアフリー基本構想を踏まえ、越中大門駅の段差解消のため、越中大門駅でのエレベーター設置を進める。その他の駅についても、乗降者数や乗降者の特性などを踏まえ、段差解消の検討を進める。

(2) 旅客支援、情報支援、教育訓練等に関する事項

①旅客支援

車椅子の方への介助については、乗車の2日前までに、高岡駅、富山駅または本社に連絡いただくことで、無人駅も含め、介助要員を手配のうえ対応しており、車椅子以外の方の介助については、駅員配置駅において要請の都度、対応している。また、車椅子等の方のエレベーター未設置駅での乗降に当たっては、エレベーターのある駅までの折返し乗車(折返しに要する運賃は無料)により段差が解

消されているホームで降車できる仕組みを導入している。今後もこうした取組みを継続的に実施するとともに、新たな取組みの検討を行っていく。

②情報支援

インターネットを活用した情報支援として、障害者等を含む利用者がスマホ等で列車現在位置を確認できる情報サービス〈通称：あいトレ〉を提供（英語対応）するとともに、当社HPにて、全駅の設備・バリアフリー情報や車椅子等旅客誘導介助の申込方法、障害者を対象とする割引乗車券の案内などのバリアフリー情報の提供を行っており、今後も改良を行い、利便性の向上を図っていく。

駅や車両における情報提供として、全ての駅に運行情報を提供する設備（案内モニタ）を設置するとともに、列車到着の予告や遅延、接近を音声にて案内する自動放送を実施している（いずれも英語対応）。また、新型の521系車両の44両（22編成）において、開閉する乗降扉や次駅等の情報を音声にて提供しているが、今後も障害者や外国人などへの分かりやすい情報提供の拡充を図っていく。

③教育訓練

新規採用時において介助支援方法の研修を実施するとともに、継続的に介助訓練を実施するなど、駅員が学ぶことができる機会を設けている。また、全ての駅員が介助方法を適切に行うことができるよう、統一的な取扱いを定め、周知を図っている。さらに、障害者支援団体と合同で介助訓練を実施するとともに、意見交換を行うなど、障害者等の鉄道利用に際しての支援の向上に取り組んでおり、今後もこうした取組みを通じ、社員のスキル向上を図っていく。

Ⅱ 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
エレベーターの設置	・越中大門駅の段差解消のため、エレベーター設置工事に着手する。（2025年度）
車両の導入	・旧型車両の新型車両への置き換えを計画（2026年度 車両の製造開始）

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
設備等を用いた情報提供	・ 中期的な対応方針に基づき、取組みを継続的に実施する。 (2025 年度)

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
旅客支援	・ 中期的な対応方針に基づき、取組みを継続的に実施する。 (2025年度)

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
音声による情報提供	・ 運行情報等を音声で提供できる車両を運行する。(2025年度)

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
教育訓練	・ 車椅子介助の訓練を実施する。(2025年度)

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗車マナーUPキャンペーン	・ 駅や列車内において、乗車マナーUP（高齢者等への配慮等）についての啓発放送や啓発ポスターの掲示による継続的な啓発活動を実施する。(2025 年度)

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・ 市町村が策定するバリアフリー基本構想等の検討・策定に参加するとともに、駅へのアクセスも含めた駅周辺のバリアフリー化の促進に向けた現地調査などに協力を行っていく。
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
エレベーターの設置	・福岡駅の段差解消に向けた取組みの記載を削除。 ・越中大門駅の段差解消に向けた取組み内容を修正。	・福岡駅のエレベーター設置が完了したため。 ・取組みの進捗状況にあわせ、記載を変更。
車両の導入	・旧型車両の新型車両への置き換えを計画。	・取組みの進捗状況にあわせ、記載を変更。

V 計画書の公表方法

・弊社ホームページで公表する。

VI その他計画に関連する事項

・車両の更新や主な設備の対応方針については、当社の経営計画に位置付けられている。
--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。